

平成19年6月13日

各 位

マ ル ハ 株 式 会 社

公正取引委員会からの勧告について

本日、当社は、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告を受けました。その概要は添付のとおりでございます。

関係下請事業者様をはじめ、お取引先様やお客様その他関係者様ご一同に対して、ご心配、ご迷惑をおかけする結果となり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

本件は、当社が、平成17年8月から同18年9月までの間に、下請事業者と覚書等を締結し合意した金額達成または数量達成基準に基づき、下請事業者から「割戻金」または「拡売費」として金銭を收受した行為が、公正取引委員会により、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じる行為である、と認定されたものです。

問題とされている金銭の收受行為は、下請法上認められている「ボリュームディスカウント」の要件を完全には充たしておりませんでした。もっぱら当社の利益を図るために、一方的に下請事業者に対して不利益を強いる意図はなかったことから、当社といたしましては、公正取引委員会のご理解を求めべく弁明をいたして参りました。しかしながら、公正取引委員会としては、外形的に要件を充たしていない以上、下請代金の減額行為と認定せざるを得ないとの結論に至ったものでございます。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告に従った措置を速やかに講じて、同様の事態の再発防止に努めるとともに、下請法遵守体制をより一層充実させて参る所存でございますので、各位におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は平成18年7月に公正取引委員会の調査が開始されたことを契機といたしまして、以後、外形的に下請代金の減額行為と紛らわしい行為は一切行なっておりません。

また、添付の概要にも記載しておりますとおり、公正取引委員会により減じた額として認定を受けた金銭につきましては、去る6月4日に各下請事業者に対して返還を完了しております。

以 上

平成19年6月13日付公正取引委員会より当社に対する勧告の概要

1 関係人の概要

事業者名	本店所在地	代表者
マルハ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	代表取締役 五十嵐勇二

2 勧告の概要等

(1) 違反事実の概要

マルハ株式会社（以下、マルハ）は、業として行う販売の目的物たる冷凍加工食品の製造を下請事業者に委託しているところ、同社に対し発注数量又は発注金額の増加を申し入れた下請事業者との間で、自社の利益を確保するため、「割戻金」又は「拡売費」と称して、発注数量に一定額を乗じて得た額又は下請代金に一定率を乗じて得た額をマルハに支払う旨の覚書等を締結していた。

マルハは、平成17年8月から同18年9月までの間、前記の覚書等を締結した下請事業者に対し、4か月若しくは9か月ごとの発注数量に一定額を乗じて得た額又は1か月、半期若しくは1年ごとの下請代金に一定率を乗じて得た額を当該事業者に支払うべき下請代金の額から支払わせることにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた（減額した金額は、下請事業者9社に対し、総額1億14万1407円）。

なお、マルハは、平成19年6月4日、下請事業者に対し減額分を返還している。

(2) 勧告の概要

ア 前記(1)の減額行為が下請代金支払遅延等防止法の規定に違反するものである旨及び今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じない旨を取締役会の決議により確認すること。

イ 今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがないよう、社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容等を自社の役員等に周知徹底すること。

ウ 下請事業者に支払うべき下請代金の額から減額した分を既に当該下請事業者に対し返還している旨並びに前記ア及びイに基づいて採った措置を取引先下請事業者に周知すること。

以 上